

ラオスの制度と国際経営

—経済、人的資源、外国投資法、労働法を中心として—

丹 野 勲

はじめに

ラオスは、人口が約574万人、国土面積が約23万6,800平方キロ(ほぼ日本の本州に相当)で、インドシナ半島に位置する内陸国である。ラオスは、北は中国雲南省、東部山岳部はベトナム、西はメコン河に沿ってミャンマー、タイ、およびカンボジアと接する。国土の広さに比べ人口が少なく、森林資源が豊富な国である。メコン河流域には、農林業が発達している。ラオスは国土の約8割が山間部で、耕作に適する地域は国土の4%程度と少ない。

ラオスは、人口の約6割を占めるラオ族と約60あまりの民族から構成される多民族国家である。宗教は、南方上座仏教を中心とした仏教の影響が強い。言語は、タイ語に近いラオス語である。

ラオスは、1899年にフランス領インドシナ(現在のカンボジア、ベトナム)に編入された。フランス支配からの独立は、1954年に開催されたインドシナ和平問題解決を目的としたジュネーブ会議により実現した。独立後は、軍部、王室等の間で対立が続き、冷戦にも巻き込まれる形で内戦が泥沼化した。ベトナム戦争が終結した1975年に王政が廃止し、人民革命党(Lao People's Revolutionary Party : LPRP)による社会主義一党政権による「ラオス人民民主共和国」が樹立された。1986年の第4回党大会において、「チンタナカーン・マイ(新思考)」と呼ばれる改革政策が打ち出された。この政策は、漸進的な市場経済への移行、経済開放政策である。ラオスはチンタナカーン・マイ政策により市場経済化、

国有企業の民営化等の改革・開放政策を進めてきている。ラオスは、1997年ASEANに加盟した。

なお、本論文は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究C「アジア・太平洋のフロンティア地域の国際経営」(課題番号18530309)の研究成果でもある。

第1節 ラオスの経済・産業政策の推移

1. ラオスの経済政策の推移

ラオスの経済・産業政策の建国後の歴史という視点からみると、以下のように分けることができる⁽¹⁾。

第1期は、1975年から1985年までの社会主義国家建設期である。社会主義経済を基盤として発展させるという政策を採り、企業の国有化、生産手段の国有化、貿易の国家独占、合作社による農業集団化、などを実行した。

第2期は、1986年から1997年までの経済改革期である。1986年にチンタナカーン・マイという、社会主義体制下での市場経済への移行、経済開放政策に転換した。この改革政策では、国営企業の経営自主権の付与、国営企業の民営化、民間部門の公認、価格や農業の自由化、外資の積極的導入、貿易の国家独占の撤廃、などの改革政策を行った。

第3期は、1997年のアジアの通貨危機から現在までの経済開発が課題となっている時期である。アジアの通貨危機により外資の流入が大幅に減少し、さらに同時期にラオス政府は中央銀

行からの借入金によって公共事業投資を行いインフレーションを引き起こし、経済が急速に悪化した。その後2002年～2003年頃に経済が安定した。2003年から現在までは、比較的順調に経済が推移している。

2008年に生じたアメリカの金融危機をきっかけにした世界的な経済不況の影響で、ラオス経済の成長がやや鈍化してきている。

2. ラオス経済の現状

ラオスの1人当たりの国民総所得(GNI)(2007年)は580ドル、物価を考慮した購買力平価にもとづく1人当たりGNI(PPP)は1,980ドルで、まだ最貧国の水準である⁽²⁾。1人あたりのGDP(国内総生産)の年間成長率をみると、1975-2005年の年間成長率は年平均3.4%、1990-2005年の年間成長率は年平均3.8%である⁽³⁾。

ラオス経済のGDP成長率は、2003年が5.8%、2004年が6.8%、2005年が7.3%、2006年が8.3%、2007年が8.0%と堅調に推移している⁽⁴⁾。特に、工業、電力、鉱業(主に金と銅)部門の成長が顕著である。サービス部門も順調に成長し、2007年には7.2%成長した。特に観光は好調で、海外からの旅行者は増加し140万人となった。観光の発展は、宿泊施設などの投資を促進した。農林業の部門は、ラオス人口の4/5以上を占め、ラオス経済にとって大きいセクターである。

ラオス経済における民間部門は徐々に拡大し、各種の企業が増加している。企業に関する法整備として企業法や投資奨励法などを制定した。

消費者物価指数の年間上昇率をみると、1990-2005年は年平均28.0%、2004-2005年の年平均7.2%と、近年物価が安定してきている⁽⁵⁾。2007年は、消費者物価上昇率は4.5%と低い水準に落ち着いた。

ラオスへ海外直接投資(FDI)は近年順調に増加し、特に電力と鉱業が拡大している。2007年のFDIは7億7,000万ドルと、前年より約20%増加した⁽⁶⁾。

輸出は、銅と金などの鉱物、縫製、電気・電

子、農産物などが増えている。

ラオスの外貨準備は、2004年1月の2億300万ドルから、2007年12月には5億3,000万ドルに増加した。ラオス政府の財政赤字は、2007年度ではGDPの3.1%と、2005年より半減している⁽⁷⁾。

ラオス政府は、2010年までにWTO(世界貿易機関)に加盟するのを目標として、貿易、投資環境を改善するための政策を実施している。また、ラオス政府は、2006-2010の5年間で年平均7.5-8.0%のGDP成長率を達成することを目標とする第6期社会経済計画を策定した⁽⁸⁾。この計画では、農業、インフラストラクチャー、教育、および健康管理の開発を最優先させて、統治、民間部門開発、および天然資源管理を含む重要な領域での改革を加速することを求めている。

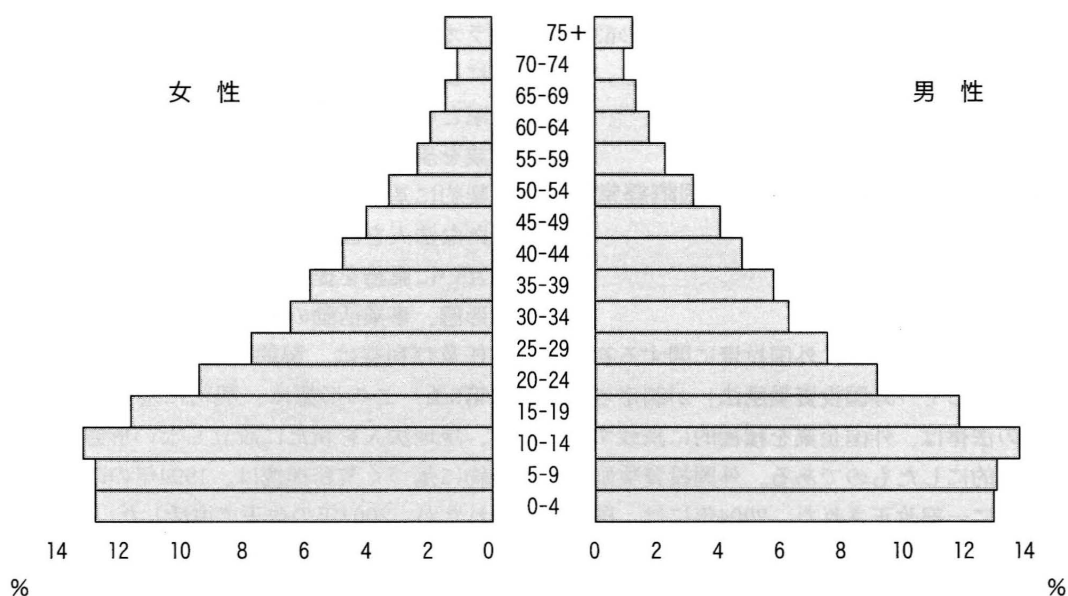
3. 外国為替政策

ラオス政府は、1989年にそれまでの複数の公定為替レートを一本化した。その後、公定為替レートは1米ドルが720キープ前後で安定していた。しかし、1985年インフレが再燃したことで市場レートが下落し、公定為替レートとの乖離幅が拡大したため、同年に公定為替レートは廃止され、管理フロート制に移行した⁽⁹⁾。

1987年以降タイバートの急激な下落をきっかけとしたアジアの通貨危機の影響、貿易赤字による外貨不足、インフレの亢進などにより、キープの為替レートは対ドルに対して大幅に下落した。その後、さらに下落が加速し、2002年7月には、1ドル10,000キープを割り込むまでの水準となった。2003年度以降は、1ドル10,000～11,000キープの範囲内でおおむね安定的に推移していた。2008年から米ドル安の影響もあり、キープがやや強くなり、2009年2月末のレートは、1ドルが8,480キープ程度である。

第2節 ラオスの人的資源・貧困・教育

図表1 ラオスの人口ピラミッド (2008年)



(出所: National Statistics Centre of the Lao PDR (2006), p.23)

ラオスの人口は、574万7,587人(2006年)で、首都ビエンチャンの人口は35万5,554人である⁽¹⁰⁾。ラオスの国土面積は23万6,800平方キロメートルで、人口密度は1平方キロメートル当たり24人である。ラオスは、国土面積の割りに人口が少ない国である。2015年には、ラオスの総人口は、約670万人になると予想されている⁽¹¹⁾。なお、年間人口増加率は、1975-2005年では年平均2.2%であったが、2005-2015年では年平均1.7%と低下するとしている⁽¹²⁾。ラオスの人口の内、農業人口が約82%を占める⁽¹³⁾。

ラオスの人口ピラミッドは、図表1である。ラオスは、近年人口抑制策などにより出生率が低下してきている。人口1000人あたりの出生数をみると、1995年で41.3人、2005年で34.7人、2006年で33.7人と低下傾向にある⁽¹⁴⁾。女性1人あたりの合計特殊出生率をみると、1970-1995年の年平均では6.4であったが、2000-2005年の年平均は3.6と大幅に低下している。人口に占める15歳以下の人口の割合は、2005年の39.8%から、2015年では32.8%に低下すると予想し

ている⁽¹⁵⁾。

近年医療の進歩等のためラオスの平均寿命は、延びてきている。平均寿命は、1995年では52歳であったが、2005年は61歳、2006年は61.7歳となり、高齢者の人口が増えている。また、人口1000人あたりの死亡数をみると、1995年では15.1人であったが、2005年は9.8人、2006年は9.4人と低下している⁽¹⁶⁾。

ラオスの貧困指標をみてみよう。所得貧困ライン未満の人口は、1日1ドル以下では27.0%、1日2ドル以下では74.1%とかなり高い⁽¹⁷⁾。

ラオスの15歳以上の成人の平均識字率は68.7%で、他のアジア諸国(ベトナム90.3%、ミャンマー89.9%、カンボジア73.6%)と比較しても低い水準である⁽¹⁸⁾。

ラオスの教育制度は、5年間の初等教育(小学校)、3年間の前期中等教育(中学校)、3年間の後期中等教育(高等学校)である。義務教育は5年間の小学校課程である。高等学校レベルの職業訓練学校もある。高等教育機関として、大学、専門学校、職業訓練学校などがある。大

学は3校で学生総数は約3万人、専門学校は38校で学生総数約3万人である⁽¹⁹⁾。

ラオスの初等教育純就学率は、1991年の63%から、2005年では84%とかなり増えている。中等教育純就学率は、2004年で38%である⁽²⁰⁾。

第3節 ラオスの外国投資法と国際経営

1. 投資の奨励

ラオスでは、1988年に外国投資に関する初めての法律として「外国投資奨励法」が制定された。この法律は、外国企業を積極的に誘致することを目的にしたものである。外国投資奨励法は1994年に一部改正された。2004年には、国内の投資と海外の投資を区別しないことを原則とする、「改正外国投資奨励法」が制定された。本節では、この改正外国投資奨励法（以下では外資奨励法と明記する）の主要な内容、およびラオスでの外国投資環境の特徴について述べる。

外国投資家は、国家の安定を脅かす活動、現在、今後の環境、健康若しくは国の良俗に対し悪影響を及ぼすものを除く全ての分野の生産、事業、及びラオスの全ての投資地域に投資することができる。政府は、奨励する分野・投資地域へ投資する外国投資家に対して、関税、租税、規則、情報の提供などの便宜を与える。（外資奨励法第3条）ラオスは外国企業の投資に対して、優遇措置を設けて奨励している。

ラオスにおける外国投資家の財産及び投資したものは、ラオスの法律により、国有化されないことを含め、徴用や没収されることなく保護される。ただし、公共利用の必要がある場合を除くが、法律の規定に基づき補償金を受取ることができる。（外資奨励法第4条）以上の規定により、ラオスは外国企業の財産及び投資を保護している。

ラオスは、外国企業を積極的に誘致するために、ヴィエンチャン工業団地などの工場団地、輸出加工区の整備を進めている。

2. 外国投資の形態

ラオスでは、外国投資の形態について、①契約に基づく業務提携、②外国投資家と国内投資家との合弁企業、③100パーセント外国投資企業を規定している（外資奨励法第5条）。

契約に基づく業務提携とは、ラオスにおいて新たな法人を設立せず、国内及び外国投資法人が互いに業務を提携することである。目的、協力形態、事業活動の期間、両者の権利、義務、責任及び利益は、契約に規定する。（外資奨励法第6条）この形態は、契約に基づく事業形態で、現地法人を新たに設立しない形態である。契約に基づく業務提携は、1994年の改正で削除されたが、2004年の改正で復活した。中国では、合作企業といわれる形態である。

合弁企業は、ラオスの法規に基づき、外国投資家と国内投資家との間で、設立、登記された事業活動を行う共同所有の企業である。合弁企業における組織、経営、活動及び共同投資家間の関係は、両者間の契約及びその合弁企業定款に規定される。この合弁企業に投資する外国投資家は、登録資本の30パーセント以上でなければならない。出資は、現地通貨キープによらなければならない。（外資奨励法第7条）ラオスでは、合弁企業を設立して存続する場合、外資側が30%以上出資しなければならないこと、また資本は現地通貨キープで調達する必要があるという特徴がある。

100パーセント外国投資企業は、ラオスに設立される一者のみの投資による外国投資企業である。その企業設立は新法人又は外国企業の支店として設立する。（外資奨励法第8条）ラオスでは、100%外資出資の、完全子会社形態での直接投資を認めている。

3. 外資の存続期間

外国投資企業の年数は、活動又はプロジェクトの形態、規模及び条件により、50年を超えないものとし、政府との合意により、延長するこ

とができるものとするが、外国投資企業の年数は最長75年を超えないとする（外資奨励法第11条）。ラオスでは、外資企業の存続期間として、通常は50年以内、最長は75年以内である。この投資ライセンス（存続期間）の有効期限は、2004年の改正で、合弁企業が20年から50年に、100%外資企業は15年から50年に大幅に延長された。

このような外資の存続期間の規定は、中国や、ベトナムにもある。外資企業には、合弁企業のみならず、100%外資系企業にも適応される。ただし、この規定は、合弁契約（100%外資も含む）における存続期限の設定であって、新たに契約を更新することにより企業を存続することは可能である。通常、日系企業では、合弁契約期限の時期に相手方パートナーと協議して、新たな合弁契約を締結して、企業を存続させている場合も多い。

4. 外国投資家の権利、恩恵及び義務

外国投資家の主要な権利として以下を規定している。法律に基づいた設立及び生産活動事業において、政府から便宜を受けることができる。自己の事業活動から取得した正当な権利及び恩恵の保護を受けることができる。自己の資産に対して所有権者であること。必要であれば外国人労働者を雇用できるが、企業全労働者の10%を上回ってはならない。ラオスの関連機関に登録した知的財産は、保護を受けることができる。法規に基づいて、関税、租税及び他の手数料に関する責務を完全に果たした後、利潤、資本及び他の収入は、ラオス国内の銀行を通して本国又は第三国に送金することができる。（外資奨励法第12条）

以上の規定で、外資の資産（土地の所有権は除く）の所有権と知的財産権を保証していること、外国人は全労働者の10%以下であるという外国人制限、利益などの海外送金を認めていること、が重要である。なお、ラオスは、土地については、所有権ではなく、使用权という権利

が認められている。

外国投資家の主要な義務・責務として以下を規定している。ラオス人労働者の雇用に関して優先権を与えると共に、技術移転を含めて、ラオス人労働者へ特別な技術の構築とレベル向上を図る。環境の保護、国民に対し、国家の安全に対し、又は社会の治安に対し悪影響を及ぼす事業を営まない。保険及び社会保障法に基づき保険及び社会保障を設ける。投資奨励管理委員会に対し、生産活動、当該企業の活動報告をする。（外資奨励法第13条）以上の規定で、ラオス人労働者の雇用に関して優先権、環境の保護などが重要である。

5. 外国投資奨励

外資企業が政府から奨励を受ける分野として、①輸出のための製品生産、②農林業、農林加工及び手工業、③加工・技術活用産業、先端技術・科学・開発研究活動、環境・生物種の保護、④人的資源開発、労働技能・国民の健康を守る活動、⑤インフラ建設、⑥重要産業の生産のための原材料、機材生産活動、⑦観光産業開発、中継サービスがある（外資奨励法第16条）。ラオスの投資奨励業種は、輸出、農林、加工、インフラ、観光が中心で、高度分野に限定しているわけではない。

6. 奨励を受ける地域

外資企業が奨励を受ける地域として、政府は、地理的、経済社会状況によって、次の3ヶ所に分けた外国投資奨励地域を定めている。第1地域は、投資に便利な経済インフラストラクチャーの無い山岳、高原、平野地域である。第2地域は、部分的に投資に便利な経済インフラストラクチャーが保証できる山岳、高原、平野地域である。第3地域は、投資に便利な経済インフラストラクチャーが十分に保証できる山岳、高原、平野地域である。（外資奨励法第17条）

ラオスでは、インフラが整っていない地域を

厚く投資奨励に関する優遇措置を講ずることによって、内陸や山岳部に外資企業の誘致を行っている。

7. 奨励政策

外資企業が奨励分野および奨励地域に進出した場合、以下のような関税、租税面での奨励政策を受けることができる。第1地域に投資した場合、7年間利潤税が免除され、以後全利潤の10%の税を課す。第2地域に投資した場合、5年間利潤税が免除され、以後3年間15%の税の半分に減率した利潤税を課し、以後全利潤の15%の税を課す。第3地域に投資した場合、2年間利潤税が免除され、以後2年間20%の税の半分に減率した利潤税を課し、以後全利潤の20%の税を課す。上記の奨励政策の外、外国投資企業は①利潤税の免除又減免、②部品、原材料、生産設備などの輸入関税及び輸入税の免除、③輸出製品の輸出関税免除、などを受けることができる。経済特区、工業地域、国境貿易区及びその他特別経済地域に関しては、各々の地域の規則、特別法に基づいて履行される。(外資奨励法第18条)

ラオスは、他のアジア諸国と比較しても遜色ない外資に対する奨励優遇政策を行うことによって、積極的に外資導入をはかっている。

8. 外国投資の推移

ラオスへの外国投資を国別に見ると、タイが圧倒的に多く、その他の国では中国、日本、アメリカ、フランスなどが多い。

ラオスへの外国投資を業種別の累計額(2007年まで)で見ると⁽²²⁾、第1位は電力で3億6,053万米ドル、第2位は農業および林業で1億8,383万米ドル、第3位はサービスで1億5,466万米ドル、第4位は工業および手工業で1億3,418万米ドル、第5位は建設で1億3,060万米ドル、第6位は鉱業および燃料で1億1,527万米ドル、第7位は木材加工で5,696万米ドル、第8位は

ホテルおよび観光で5,517万米ドル、の順である。ラオスへの外国投資は、エネルギー、農業・林業、サービス、工業・手工業、建設、鉱業・燃料などが多い。

日系企業は、スズキの合併による2輪車工場(Santhiphab Suzuki)などの工業・手工業関連、農業関連、木材関連、サービス・観光関連の企業が存在するが、日系進出企業数は現状では極めて少ない。

第3節 ラオスの労働法と人的資源管理

ラオスは、1994年3月14日に改正ラオス労働法(以下では労働法と明記する)を施行した⁽²³⁾。本稿では、このラオス労働法について詳しく分析する。

1. 一般的規定

(1) 差別の禁止

政府は、人種、皮膚色、性別、宗教、政治的意見、社会的地位により差別することなく、使用者と労働者がその良好な関係から相互利益を導き出すことを保証する。使用者は、労働者に対し、正当な賃金、安全な労働環境、社会的保護を提供しなければならない。(労働法第2条)

労働者を人種、皮膚色、性別、宗教、政治的意見、社会的地位により差別することを禁止している。

(2) 労働者と使用者

本法において、労働者とは、労働法、労働規則、雇用契約によって規定される賃金・給与および種々の恩典と交換に、使用者の監督のもとで勤労する者を意味する。使用者とは、労働者を雇用する個人もしくは法人を意味し、労働法、労働規則、雇用契約によって規定される賃金・給与および種々の手当を支払わなければならない。(労働法第2条)

労働者認定の基準として、賃金・給与を支払われる者で、使用者の監督のもとで勤労する者—

使用従属関係にあることになる一である。具体的には、正社員（期限の定めのない契約による）のならず、契約社員（期限の定めのある契約による）、日雇い労働者などを含むと解せるであろう。このラオス労働法による労働者の規定は、日本の労働法の規定とほぼ同じである。使用者認定の基準としては、労働者を雇用する個人もしくは法人である。

（3）強制労働の禁止

使用者は労働者に労働を強制してはならない。「強制労働」とは、雇用契約に合致せず、自発的意志の欠如のもとで労働者に科された労働を意味する。（労働法第4条）ラオス労働法では、強制労働を厳しく禁止している。

この強制労働の禁止は、ラオスは、ILOに加盟していることから、「ILO強制労働に関する条約」（1930年第29号条約）を反映したものであろう。この条約の内容は、あらゆる形式の強制労働を廃止することである。条約では、強制労働を、処罰の脅威の下に強制され、自らの意思に発するものでない一切の労務と定義している⁽²⁴⁾。

（4）年少者に対する雇用制限

使用者は、15～18歳の年少者を雇用することができるが、1日6時間、週36時間を超えて働かせてはならない。使用者は年少者に対し、重労働や健康を害する業務に就かせてはならない。すべての社会・経済部門における15歳未満の年少者の雇用を禁止する。（労働法第37条）

この年少者に対する雇用制限は、「ILO就業の最低年齢に関する条約」（1973年第138号条約）を反映したものであろう。この条約の内容は、児童労働の実効的な廃止を確保し、就業の最低年齢を年少者の心身の完全な発達に適合する水準まで全身的に引き上げることを目的とする。本条約に規定する最低年齢は、義務教育終了年齢で15歳を下回らないものとしている。

2. 雇用と解雇

（1）労働者の雇用

使用者は、事業所の必要に応じて労働者を雇用する権利を有するが、ラオス人を優先的に雇用しなければならない。労働契約は使用者と労働者の間において対等の立場で国家の諸規則に違反することなく、文書にて結ばなければならない。（労働法第6条）

（2）労働契約

労働契約とは、労働者と使用者もしくはその代理との間に結ばれた契約である。労働契約は文書で結ばなければならない。すべての使用者は労働契約を尊ばなければならない。労働者はその専門と経験を通じて、労働契約に規定されている労働者としての義務を完全に遂行するように求められる。使用者は、労働者に対し、労働契約に規定された業務と任務を提供しなければならない。使用者は、両者によって合意された労働契約に従い、賃金・給与ならびに正当な給付金を支給しなければならない。労働契約のなかには、職場および業務内容、使用者により提供される報酬の水準やその他の恩典について言及されなければならない。労働契約の締結とは、労働者を雇用するという一つの合意の形成を意味する。（労働法第12条）

労働契約は、文書にて締結されなければならない。しかしながら、一時的な業務や日雇い仕事、仕事量の少ない業務のように雇用条件、業務内容によっては、労働契約は口頭で行うことができる。労働契約は、期限付きでも無期限でも締結することができる。期限付き労働契約の期限は、使用者と労働者本人との合意に基づいて決められなければならない。（労働法第13条）

以上の規定により、ラオスの労働契約は無期限労働契約と期限付きの労働契約があり、原則として労働契約は文書による必要があるとしている。

（3）労働契約の終了

期限付きであれ無期限のものであれ締結され

た労働契約は、両当事者の合意の上で終了させることができる。一方の当事者により無期限の労働契約を終了させる場合、専門技術職については少なくとも45日前、現業労働者については15日前に相手方へ予告しなければならない。期限付き労働契約をもつ当事者にあつては、契約満了の少なくとも15日前に、意思の確認を通知し合わなければならない。労働契約の継続を希望する場合、両当事者は新労働契約を締結しなければならない。(労働法第15条)

(4) 解雇による労働契約の終了

労働者が必要とされる専門技術的能力を有していない場合、不健康で労働を継続できない場合、使用者が操業環境を改善するために労働者数を減少させる必要がある場合、使用者は解雇によって労働契約を終了させることができる。その場合、契約終了の理由を説明し、少なくとも45日前に予告しなければならない。予告期間中において、使用者は労働者に対し、1週間当たり1労働日を職探しのための有給休暇として与えなければならない。労働契約を終了する前に、使用者は当該労働者の能力や健康に応じて適切な配置転換を検討しなければならない。適切な仕事がない場合のみ、労働契約を終了できる。

事業所が、操業環境を改善するために労働者数を減少させる必要があると考えた場合、使用者は労働組合もしくは労働者代表との協議において影響を受ける労働者のリストを作成し、労働監督機関へ通知しなくてはならない。同時に使用者は少なくとも45日前に解雇予告とその説明を与えなければならない。

上記のいずれかの理由により労働契約を終了する場合、使用者は労働者に使用期間に応じた補償を与えなければならない。補償の額は、最終月給の10パーセントに雇用月数分を掛けた金額相当とし、解雇時に支払われなければならない。3年以上勤務した労働者に対しては、最終月給の15パーセントに雇用月数分を掛けた金額相当とする。給与が固定されていない出来高賃金制度に基づいて支払われている労働者につい

ては、補償額は、労働契約終了前3か月間に受け取った賃金・給与の平均を基準にして算定される。(労働法第16条)

(5) 労働者の責に帰すべき事由に基づく解雇

使用者は、以下に該当する労働者に対し、補償金を支払うことなく労働契約を終了する権利を有するが、少なくとも3日前に通知しなければならない。①不誠実な行動をとったり、使用者の財産に故意に多大な損害を与えしめた場合。ただし、そのような違法行為に対し然るべき証拠が必要である。②使用者からの再三の警告にも関わらず就業規則に違反した者。③正当な理由なしに連続4日間以上欠勤した者。④裁判所の判決により禁固刑に処せられた者。(労働法第19条)

(6) 使用者による労働契約終了の手続き

使用者は、労働者の違法行為に対し事前に警告を与える一方で、そのような違法行為が止まない場合、労働契約を終了させる権利を有する。使用者は、少なくとも労働契約の終了5日前にその活動を管轄する労働監督機関に通知しなければならない。使用者が、労働監督機関の意見も聞かずに、また当該の労働組合や労働者代表に通知を怠るかたちでの労働契約の一方的な終了や労働者の解雇は、禁止される。通知日より15日以内に上記の機関から回答が得られない場合、労働契約の終了は了承されたものとみなされる。そのような場合、使用者は、理由を明記した上で労働契約の終了を当該労働者に文書にて通知しなければならない。使用者は労働者が契約終了までに勤務した給与とその他のすべての給付金を、法律と規則に従って支払わなければならない。(労働法第22条)

ラオスの日系企業において、使用者による従業員の労働契約終了で注意を有するのは、労働者に事前に警告を与えた上で改善しない場合、労働契約を解除できるが、そのことを事前に労働監督機関に通知しなければならないという点である。ラオスでは、社会主義の体制であるこ

とから、従業員の解雇に関しても監督官庁への通知と承認が必要である。

3. 労働時間と休日

(1) 労働時間

労働者の労働時間は、賃金・給与の支払形態の如何を問わず、週6日とし、1日8時間、週48時間を超えてはならない（労働法第25条）。ラオスの労働時間制度は、1日8時間、週48時間、週6日以内という規定である。ただし、特殊な業務（放射線、ガス、危険な化学品を取り扱う業務、坑口や地下トンネル、水中、高所における業務）に就労する労働者の労働時間は、1日6時間、週36時間を超えてはならないとしている。

この労働時間規定は、「ILO工場的企業における労働時間を1日8時間かつ1週間48時間に制限する条約」（1919年第1号条約）を反映したものであろう。この条約の内容は、あらゆる形式の強制労働を廃止することである。条約では、同一の家に属するもののみを使用する企業を除く、全ての公私の工場的企業の労働時間は、1日8時間・1週48時間を越えてはならないとする条約である。

(2) 労働時間の算定

始業時刻前および就業時刻後の技術的準備時間、時間制や交代制の職場における1時間当たり15分を超えない休息、および交代制における1交代当たり45分間の食事休憩は労働時間に算定される。使用者は、2時間の労働に対し少なくとも5～10分の休憩を与えなければならない。交代制の仕事は、労働者が適切に休憩がとれるよう配慮されなければならない。労働時間に算定される時間については、職場の就業規則に明記されなければならない。（労働法第26条）

(3) 時間外労働

使用者は、労働組合、労働者代表および労働者本人からの事前の同意を得た上で、必要とあ

れば労働者に時間外労働を要請することができる。時間外労働は、自然災害や不慮の事態を除いて、1か月当たり30時間を超えてはならない。時間外労働は1日当たり3時間を超えてはならない。毎日の継続的な時間外労働を禁止する。

時間外労働が必要とされているところでは、使用者はまず労働組合か労働者代表と協議をもち、当該部署の労働者に通知し、時間外労働の必要性について説明を与えなければならない。時間外労働に対し法定の時間外手当を支給しなければならない。時間外労働が1か月当たり30時間を超える場合、使用者は労働監督機関から事前の承認を受けなければならない。なおその際、労働組合もしくは労働者代表より同意書を添付するものとする。（労働法第27条）

ラオスの日系企業において、残業による時間外労働で注意を有するのは、時間外労働が1か月当たり30時間を超える場合、労働監督機関から事前の承認を受けること、および労働組合もしくは労働者代表から同意を得る必要があるという点である。

(4) 週休日および公休日

労働者は、週休として毎週1日全日を休養日とする権利を有する。休養日は、労働者と使用者との合意のもとで日曜日もしくはその他の曜日に設定される。公休日は、政府によって制定される。（労働法第28条）。

この週休日および公休日の規定は、「ILO工場的企業における週休の適応に関する条約」（1921年第14号条約）を反映したものであろう。この条約は、労働者は7日ごとに1度、少なくとも継続して24時間の休息を受けることができるように規定している。さらに、この休息は、できるだけ全ての労働者に対して同時に与えること、ならびにその国又は地域の慣習や伝統によって定まっている休息日に合致することが要求されている。

(5) 年次休暇

無期限労働契約および1年以上の労働契約の

もとで働く労働者は1年間の勤務の後15日の年次休暇、過酷な労働などに就いている労働者は18日の年次有給休暇が賦与されなければならない。週休日および公休日は、年次休暇に含まれない。(労働法第30条)

この年次休暇の規定は、「ILO年次有給休暇に関する条約」(1936年第52号条約)を反映したものであろう。この条約は、継続して1年就労した労働者については、6労働日の有給休暇を与えなければならないと規定している。ラオス労働法では、ILOの年次有給休暇規定6日より多い、年13日の有給休暇を定めている。

4. 就業規則

(1) 就業規則

労働者は就業規則を遵守しなければならない。就業規則は、法律と規則、事業所の内部就業規定、使用者と労働者により締結された労働契約によって規定される労働者の権利と義務より構成される。事業所の内部就業規則が法的な効力を発するため、ラオスの労働法及び規則に準拠して制定され、労働監督機関によって事前承認を受けなければならない。事業所の内部就業規則は、すべての労働者に周知されるよう、掲示されなければならない。(労働法第31条)

(2) 就業規則違反に対する懲戒

就業規則に違反する労働者に対する警告にも関わらず、前向きな改善がみられない労働者は、法律の規定に従い、他の業務への一時的な異動や退職を強制される。労働者が故意に事業所の資産に損害を与えた場合、その損害に対し補償金を支払うよう命じられる。(労働法第32条)

5. 賃金

(1) 賃金・給与

賃金・給与とは、使用者が労働者に対して支払わなければならない報償で、通貨によって支給されなければならない。賃金・給与は、月の

始めか終わりに、あるいは業務の完了の前か終わりに支払われなければならない。(労働法第38条) 賃金・給与は、確定日に遅滞することなく全額現金で直接労働者に支払われなければならない。政府規定もしくは労働者と使用者の特殊な合意によって規定されている場合はこの限りではない。(労働法第41条)

この賃金・給与の規定は、「ILO賃金の保護に関する条約」(1949年第95号条約)を反映したものであろう。この条約は、原則として賃金は現物支給ではなく、通貨でのみ支払われると規定している。

(2) 同一価値労働同一賃金の権利

業務内容が、質、量、価値の観点から同等であれば、性別、年齢、国籍、少数民族の区別なく、同一の賃金・給与が労働者に支払われなければならない。ただし、別個の労働契約をもつ外国人労働者はこの限りではない。(労働法第39条)

(3) 賃金の決定

労働者もしくは労働組合、労働者代表は、賃金・給与に関して使用者と交渉する権利を有する。政府もしくは当該機関は、各地域の最低賃金を定期的に設定する。使用者は政府によって定期的に決められた水準を下回る最低賃金を設定してはならない。各事業所によって定期的に決定された最低賃金・給与体系は、政府の検査・監督下におかれる。(労働法第40条)

この最低賃金の規定は、「ILO最低賃金決定制度に関する条約」(1928年第26号条約)を反映したものであろう。この条約は、労働者を保護するために最低賃金を決める制度を設けるように規定している。この条約では、政府は最低賃金決定制度の性格・形態・運用方法は自由に決めることができるが、事前に関係する労使代表あるいは労使団体との協議、また労使同数の委員が参加した協議が必要である。このように決定された最低賃金は、労使に対して拘束力を持ち、権限のある期間の許可なしに労働協約な

どで引き下げることにはできないと規定している。

(4) 時間外賃金の算定

使用者は、労働者に対し、労働者本人や労働組合もしくは労働者代表との合意に基づき、時間外労働、週休日出勤や公休日出勤を要請する場合、以下のように時間外労働賃金を支払わなければならない。①通常の勤務日の昼間における時間外労働は、通常の時間給の150パーセントの割増賃金とする。②通常の勤務日の夜間における時間外労働は、通常の時間給の200パーセントの割増賃金とする。③週休日および公休日の昼間における時間外労働は、通常の時間給の250パーセント、夜間におけるそれを300パーセントの割増賃金とする。午後10時より翌日の午前5時までの夜間交代制で勤務する労働者は、通常時間賃金の少なくとも15パーセントの割増賃金とする。(労働法第42条)

(5) 賃金・給与支払期日

賃金・給与は少なくとも毎月一度確定日に支払われる。賞与ならびに給付金についてはこの限りではない。出来高払いや時間給労働については、賃金・給与は少なくとも毎月2度もしくは16日を超えない期日に支払われる。

労働者が、出産、疾病、事故といった諸困難や緊急事態に直面し、賃金・給与の前借りを要請する場合、使用者は必要に応じて給与日以前の支払を考慮すべきである。賃金の支払は、勤労日に、職場もしくは職場に近いところで労働者に支払われなければならない。(労働法第43条)

(6) 一時的業務停止時における賃金・給与の支払

事業所が、使用者の過誤により生産や営業活動の延期や中止の命令を受けた場合、使用者はこの一時的な中断期間中においても、規定されている最低賃金の50パーセントを下回らない補償金を労働者に支払わなければならない。生産・営業活動が通常水準に回復した場合、賃金・給

与体系は以前の水準に回復されなければならない。(労働法第44条)

6. 労働組合と労使紛争処理

(1) 労働組合

労働者および使用者は、合法的なかたちで大衆・社会組織を創設し、所有する権利を有する。そのような大衆・社会組織は、自らの規則を定め、代表者を選出し、管理運営するとともに独立した活動を行う権利を有する。またそれらはラオス国内の労働連合や同盟に属する権利を有する。(労働法第3条)

ラオスでは、当然労働組合を設立する権利を有するが、組合設立が義務でない。中国、ベトナムでは原則として労働組合の設立義務があるが、ラオスでは労働組合の設立は望ましいが義務規定はない。

(2) 労働組合

労働組合が当該部門におけるそれぞれの規則に従って事業所内に結成されるべきである。労働組合が存在しない場合は、労働者の代表がこれに代わる。

労働組合もしくは労働者代表は、事業所内において①労働者の連帯、研修、労働規律の向上、②事業所内で策定された生産計画に従った労働実績、③使用者との労働契約および苦情の申し入れ、④労働争議の調停への参加、⑤賃金、労働時間、休憩、労働条件、社会保障制度などの使用者との協議、に関して責任を有する。

使用者は、労働組合および労働者代表に対し、活動の遂行が可能となるよう就業時間内に、毎月少なくとも1時間、施設と建物を提供しなければならない。(労働法第11条)

(3) 労働争議

使用者に対する苦情の申し入れ後、15日以内に調整がつかないかもしくは調整案が実施段階に移されない場合、労働者は調停のために労働監督機関に争議を付託する権利を有する。労働

監督機関が、15日以内に争議を解決できない場合、人民裁判所に提訴できる。(労働法第57条)

(4) 労働争議の調整

労働監督機関が10日以内に利害のための争議の調整に失敗した場合、その争議は、「労働調停委員会」に付託される。この労働調停委員会は、労働監督機関、労働組合、使用者およびその他の当事者より構成される。(労働法第58条)

おわりに

ーラオスでの現地経営の優位性と劣位性

ラオスの国際経営環境という視点でラオスの国際比較優位ならびに劣位について考えてみよう。

ラオスの国際経営環境の劣位性として以下がある(25)。

第1は、ラオスが内陸国で海に面せず港を持たないため、輸送手段に制約があることである。ラオスで生産した製品の輸出、部品や原材料などの輸入をする場合、陸路でベトナムやタイから輸出入しなければならないので、輸出入コストが割高となり、時間もかかることになる。

第2は、ラオスは、人口がわずか575万人と少なく、また1人あたりのGDPは485ドル(26)と低所得水準であるため、ラオス国内市場が非常に小さいことである。そのため、国内市場を狙う輸入代替型による進出には制約がある。

第3は、ラオスでは部品や原材料などのサポートインダストリー、裾野産業などが未発達であることである。ラオスで外資系企業が生産しようとする、ほとんどの部品を海外から調達しなければならない状況にある。

第4は、ラオスは依然として外貨事情が悪いため、部品などの輸入に不安があることである。かつて、外貨事情悪化を理由に、ラオス政府からオートバイ組み立ての日系メーカーに対して部品輸入の差し止めを受けたケースがあった(27)。

ラオスの国際経営環境の優位性として以下がある。

第1は、ラオスでは低廉な労働者を利用することができることである。ラオスの賃金水準は、隣国のタイよりかなり低い。ラオスの工場ワーカーの1人当たりの労務費は月額47~64ドル程度(残業代以外の諸手当を含む直接や間接の労務費)であるのに対して、隣国タイの工場ワーカーの労務費は月額294~352ドル程度である(28)。人口が希少なラオスへ外国企業が短期間に進出した場合、労働者不足により賃金高騰の懸念もあるが、ラオスは人口増加率が大きく(2006年~2010年の年平均2.3%)、労働人口もかなり増加していることから、ラオスの賃金が即座に高騰するという状況ではない(29)。

第2は、ラオス語とタイ語は語源を同じくするので、タイ人との意思疎通が容易であることである。タイの企業がラオスに進出する場合、コミュニケーションや技術移転がスムーズに進む可能性が高い。タイの日系企業は、タイ工場をマザー工場とし、ラオス工場を補完的な工場として、国際分業をしているケースがみられる。

第3は、ラオスでは人民革命党による社会主義体制が安定しており、政治的安定性が高く、社会的秩序が守られていることである。また、温和な国民性(ほとんどの国民は仏教徒である)もラオスの魅力といえる。

第4は、潜在的に豊富な天然資源が存在することである。金、銀、銅、サファイア、ボーキサイト、石炭、鉛、亜鉛、スズ、鉄などの鉱物資源の豊富な鉱床が確認されている(30)。また、豊富な水力発電が可能な水力資源がある。これらの資源は、まだ未開発なものが多い。

第5は、GMS(大メコン圏開発)が進展していることである。ラオス、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、そして中国雲南省のメコン地域6カ国・地域をひとつの投資・生産市場して有機的つながりを形成しつつある。ラオスでは、第1メコン国際橋、第2メコン国際橋の完成によりタイやベトナムとの物流インフラの整備が進展してきていることである。

著者は、ラオスの首都ビエンチャンとタイのノンカイを結ぶ第1メコン国際橋を実際に渡つ

てみた。ガソリンを運ぶタイからのタンクローリーや荷物を積んだトラックが多く走っていた。また、橋を渡りラオスを訪れる外国人観光客もかなりいた。タイとラオスとの間で活発な物や人の交易が行われていることを感じた。

今後の日本企業のラオス投資を展望すると、タイとの補完関係が重要になってくるだろう。ラオスはタイと言語的にも文化的にも近いこと、また地理的にも近いこと、コスト高に悩むタイ日系企業の部品産業の進出先として比較優位がある。ラオスで労働集約的な部品や工程を生産し、タイで製品を組み立てるという、工程分業が成り立つ可能性がある。タイとラオスはメコン国際橋などの開通で、交通の便が格段によくなってきていることも有利な条件である。タイ工場は、ラオス工場に対する戦略本部機能、取引ガバナンス機能、取引ガバナンス機能、需給コーディネート機能、販売機能、資本調達機能、技術移転機能、研修機能をもつマザー工場としての機能を果たすのである。ラオスは、タイのみならず、ベトナムや中国とも地域補完型国際分業を行う企業のケースも見られる⁽³¹⁾。なお、戦略本部機能とは、AFTAの枠組みの中でどの部品をどの国・地域で製造し、調達するかというバリュー・チェーンを企画するという機能である⁽³²⁾。取引ガバナンス機能とは、タイのマザー工場が産業集積地域に立地することで、相手の探索・交渉・調整などの取引費用を負担することで、ラオス工場の取引費用は低減するという機能である。需給コーディネート機能とは、タイのマザー工場が発注元からオーダーをとり、それをラオス工場に回し発注元の要望を細かく指示する機能である。販売機能とは、タイのマザー工場がラオス工場への材料供給機能およびラオス工場からの加工部品輸入機能を併せ持つ機能である。資本調達機能とは、ラオス工場設立のための資本や運転資金をタイのマザー工場から調達するという機能である。技術移転機能とは、タイの工場がラオス工場への技術者・経営者・トレーナーなどの派遣による技術移転の迅速化を行う機能である。研修機能とは、タ

イの工場がラオス工場従業員の教育研修を行うという機能である。日系企業は、アセアンの中での効率的な製品分業、工程分業という視点で、ラオスを新たに考えてみる必要があるであろう。

2008年8月に日・ラオス投資協定が発効した。この投資協定は、ラオスへの日本の投資に対して、内国民待遇と最恵国待遇の原則付与、および規制の撤廃・投資家との契約遵守義務等が盛り込まれている。このような投資環境の改善により、今後日本企業のラオス投資の拡大が期待される。

注

- (1)天川直子・山田紀彦編(2005)、3-4ページによる区分。
- (2) World Bank(2009)。
- (3) UNDP(2007)。
- (4) ADB(2008),pp.99,pp.205。
- (5) UNDP(2007)、邦訳315ページ。
- (6) ADB(2008),pp.205。
- (7) ADB(2008),pp.205。
- (8) ADB(2008),pp.207。
- (9) 国際協力銀行(2007)、37-38ページ。
- (10) National Statistics Centre of the Lao PDR(2007), pp.22。
- (11) UNDP(2007)、邦訳281ページ。
- (12) UNDP(2007)、邦訳281ページ。
- (13) 鈴木基義(2009)、15ページ。
- (14) National Statistics Centre of the Lao PDR(2007), pp.24。
- (15) UNDP(2007)、邦訳281ページ。
- (16) National Statistics Centre of the Lao PDR(2007),pp.24。
- (17) UNDP(2007)、邦訳275ページ。
- (18) UNDP(2007)、邦訳267,281ページ。
- (19) National Statistics Centre of the Lao PDR(2007),pp.83。
- (20) UNDP(2007)、邦訳307ページ。
- (21) ラオス外国投資奨励法については、The Department for Promotion and Management of Domestic and Foreign Investment(2006)に英語訳条文が、日本アセアンセンター(2004)に日本語訳条文があり、本稿でも参考にした。
- (22) National Statistics Centre of the Lao PDR(2007)、ウェブサイト。
- (23) 改正ラオス労働法については、Ministry of

Labour and Social Welfare(1999)に英語訳条文が、鈴木基義(2007)に日本語訳条文があり、本稿でも参考にした。

(24)日本ILO協会編(2005)。

(25)天川直子・山田紀彦編(2005)、244-255ページ。

(26)UNDP(2007)、邦訳315ページ。

(27)天川直子・山田紀彦編(2005)、246-247ページ。

(28)鈴木基義(2009)、116-117ページ。

(29)鈴木基義(2009)、110-112ページ。

(30)ラオスの鉱物資源開発については、鈴木基義(2009)、87-92ページに詳しい記述がある。

(31)鈴木基義(2009)、128-132ページ。

(32)鈴木基義(2009)、124-125ページ。

参考文献

ADB(2008),*Asian Development Outlook 2008*, ADB (Asian Development Bank).

天川直子・山田紀彦編(2005)『ラオス一党支配体制化の市場経済化』アジア経済研究所。

青山利勝(1995)『ラオス』中央公論社。

Darari KIM-YEAT(2006),*Accession of Cambodia and Lao PDR into ASEAN and WTO*, Economic Institute of Cambodia.

Department of Production and Trade Promotion(2006),*Lao Business Directory 2006*, Department of Production and Trade Promotion, Lao PDR.

National Statistics Centre of the Lao PDR(2007),*Statistical Yearbook 2006*, Committee for Planning and Investment, Lao PDR.

石田正美編(2005)『メコン地域開発』アジア経済研究所。

石田正美・工藤年博編(2007)『大メコン圏経済協力』アジア経済研究所。

上東輝夫(1992)『現代ラオス概説』同文館。

国際協力銀行(2007)『ラオスの投資環境』国際協力銀行。

日本アセアンセンター(2004)『ラオス改正外国投資奨励法』日本アセアンセンター。

日本アセアンセンター(2007)『ラオス投資ガイド』日本アセアンセンター。

日本政策投資銀行メコン経済研究会編(2005)

『メコン流域国の経済発展戦略』日本評論社。

日本ILO協会編(2005)『ILOのあらまし』日本ILO協会。

Ministry of Labour and Social Welfare(1999), *Labour Law of Lao Peoples's Democratic Republic*, Ministry of Labour and Social Welfare, LAO PDR.

UNDP(2006),*National Human Development Report International and Human Development Lao PDR 2006*, UNDP.

UNDP(2007),*Human Development Report 2007/2008*, United Nations Development Programme (UNDP).(二宮正人・秋月弘子監修『人間開発報告2007・2008』阪急コミュニケーションズ)

鈴木基義(2007)『ラオス投資ガイド』アセアンセンター。

鈴木基義(2009)『ラオス経済の基礎知識』ジェトロ(日本貿易振興機構)。

The Department for Promotion and Management of Domestic and Foreign Investment(2006), *Law on the Promotion of Foreign Investment in the Lao People's Democratic Republic*, The Department for Promotion and Management of Domestic and Foreign Investment, Committee for Planning and Investment.

The Department for Promotion and Management of Domestic and Foreign Investment(2007), *Decree of Prime Minister Regarding the Implementation of Law on Promotion of Foreign Investment*, The Department for Promotion and Management of Domestic and Foreign Investment, Committee for Planning and Investment.

World Bank(2009),*World Development Report 2009*, World Bank(田村勝省訳「世界開発報告2009」一灯舎、2009年)

ウェブサイト

National Statistics Centre of the Lao PDR(2007), *Statistical Yearbook 2006*, Committee for Planning and Investment, Lao PDR:

http://nsc.gov.la/Statistics/Selected%20Statistics/Investment_files/sheet003.htm